

日病薬の最近の動き(29)

精神科薬剤師業務の標準化と専門性

精神科病院特別委員会
委員長 吉尾 隆

はじめに

精神科病院特別委員会では、平成17年度の活動計画として以下の4点を挙げている。

1. 精神科チーム医療における薬剤師の専門性と役割
2. 精神科薬剤師業務の標準化
3. 精神科領域専門薬剤師認定に向けての活動
4. 精神科病院における人員配置基準問題の検討

これらの活動計画は、表題の『精神科薬剤師業務の標準化と専門性』を考えるうえで大変重要な課題である。精神科薬剤師業務の標準化に関しては、平成15年に「精神科薬剤師業務標準マニュアル」を作成しているが、残念ながら未だ標準的な業務の全国的な統一には至っていないのが現状である。一方で、精神科領域専門薬剤師認定に関する「専門薬剤師認定制度委員会・精神科薬物療法小委員会」が立ち上がり、具体的な精神科薬剤師の専門性の検討が開始されることとなっている。

精神科薬剤師の配置基準

ご存知の通り、医療法における精神科病院（全病床数の80%以上が精神科病床）での薬剤師配置基準は「入院患者150名に1人、外来処方せん枚数75枚に1人」となっている。しかし、日本病院薬剤師会（以下、日病薬）による実態調査では入院患者約80名に1人の薬剤師がおり、医療法による基準から算出した1施設あたりの平均必要薬剤師数3人に対して3.9人の薬剤師が勤務していることになっている。

薬剤管理指導業務

前述した通り、日病薬による実態調査では、精神科病院に勤務する薬剤師の数は、医療法による基準をやや上回っているが、薬剤管理指導業務の実施状況は決して良好とはいえない。

現在精神科病院における薬剤管理指導の届出率は約54%であり、全病院における届出率の約55%とほぼ同じである。しかし、実施率は約18%に留まっており、今後この実施率をいかに向上させるかが、大きな問題となっているが、結論としては、精神科病院における薬剤師数の現状ではマンパワーが不足していること、精神科薬剤師業務の標準化ができていないこと、精神科における薬剤師の専門性と役割が明確化されていないことが原因と考えられる。

薬剤師業務の標準化

精神科に限ったことではないが、薬剤師業務の標準化とは、一定のレベルの薬学的サービスがどの施設でも提供できることであり、一定のレベルの薬学的サービスがどの薬剤師でも提供できることである。また、その結果、安全な薬物療法が提供でき、ユーザーが満足できることである。精神科病院特別委員会では、精神科における標準的な業務を表1の通り規定しているが、これらの業務は日病薬薬剤師業務委員会が規定している標準薬剤師業務とチーム医療に関する部分以外は、ほぼ同様である。

表1 精神科における標準的業務

- | |
|-------------------------|
| 1. 調剤（疑義照会、薬歴管理に基づいた） |
| 2. 医薬品情報管理（副作用情報などの収集等） |
| 3. 施設内の医薬品管理（品質管理等） |
| 4. 注射剤の混合業務（IVH、静脈注射等） |
| 5. 薬剤管理指導業務 |
| 6. 薬学生および薬剤師の実習の受け入れ |
| 7. チーム医療 |
| 8. 各委員会への参加 |

精神科における薬剤師の専門性

精神科領域において求められる薬剤師の専門性とは、精神疾患、向精神薬、精神保健福祉等に関する知識とその知識を臨床薬剤師業務に反映する技術である。精神科医療においては、薬物治療のみならず、精神分析や精神療法といった人間の精神（こころ）に働きかける治療法もあり、カウンセリングの技術を取得することが精神科の専門性と勘違いし

ている薬剤師もいるが、薬剤師の専門性は薬物治療における専門性である。従って、精神科医療全体を理解したうえで、適切な薬物療法を支援するための専門的な技術が求められるのである。また、精神科医療においては特にチーム医療が重要であり、このチーム医療における薬剤師の役割は、医師の処方設計への関与、効果・副作用・相互作用等のモニターなどの薬学的ケア、看護師をはじめとした医療スタッフへの薬剤情報の提供などがあるが、精神科チーム医療の特徴として患者やその家族も含めたチーム医療という視点が重要となってきた。従って、薬剤師は薬物療法に関する情報提供の専門家でなくてはならない。

精神科専門薬剤師の認定

精神科病院特別委員会では、平成16年度に精神科専門薬剤師認定試験受験資格（案）を作成した（表2）。

本案を基本とし、精神科専門薬剤師の認定をすでに行い、臨床の現場で活動している英国や米国（表3）における認定制度も参考として、専門薬剤師認定制度委員会・精神科薬物療法小委員会においてさらに具体的な内容の検討を行い、専門薬剤師認定講習会などの検討を行う予定である。BPSによる専門薬剤師認定試験では、3つの領域が規定されており、領域1（75%）では、薬物治療計画の提案、作成、実行、モニタリング、修正について、領域2（20%）精神科薬学に関する知識の理解度、研究、提供について、領域3（5%）では、他の専門家との協力（薬物治療効率化のためのシステムを提案、計画、実行、モニター、修正）についてとなっている。また、日本精神神経学会による精神科専門医としての研修目標と方法研修ガイドライン（総論 V. 薬物・身体療法）の薬物療法の項目における一般目標として、向精神薬の効果・副作用・薬理作用を習得し、患者に対する適切な薬物の選択、副作用の把握と予防および薬効判定を行うことが、行動目標として向精神薬の薬理作用を理解できる、各種向精神薬の症状および疾患に対する効果・副作用・特徴を習得する、精神症状および疾患に応じた適切な薬物を選択できる、副作用の把握およびその予防ができる、薬効の判定ができることが求められている。

表2 精神科専門薬剤師認定試験受験資格（案）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 薬剤師としての実務歴が5年以上であること。 2. 精神科を標榜する病院または診療所において、3年以上勤務していること。 3. 日本精神神経学会、日本臨床精神神経薬理学会、日本神経精神薬理学会、日本病院・地域精神医学会、日本社会精神医学会の精神科関連学会のいずれかに所属していること。 4. 精神科において薬剤管理指導業務を3年以上行っていること。 5. ケースレポート5例を提出すること。 6. 都道府県病薬開催もしくは日病薬開催または日本薬剤師研修センター開催の研修単位を年間40単位以上取得していること。 7. 日病薬による専門薬剤師認定講習会を受講していること。 |
|---|

表3 米国における専門薬剤師認定制度

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. BPS (Board of Pharmaceutical Specialities) 2. ASHP (American Society of Health-System Pharmacists) 3. ACCP (American College of Clinical Pharmacy) |
|---|

精神科専門薬剤師の標準的業務

精神科専門薬剤師として行うべき標準的業務は、向精神薬の正しい評価と解説、各処方方の正しい評価と解説、薬物療法の効果と継続についての正しい評価と解説、有害作用（副作用、相互作用）の正しい評価と対処法の解説などであると考えられる。

米国における精神科専門薬剤師の標準的業務は、精神科薬物治療にその専門的役割を担うこと、医師から処方設計の依頼を受け、適切な薬剤の選択と使用基準を提案することであり、薬剤師がかかわった薬物療法では、抗精神病薬による薬物治療におけるEPS（錐体外路症状）の出現が少なかったとの報告がある。また、薬物依存の治療に関するコンサルテーションも重要な業務となっている。

さいごに

精神科領域における専門性を習得するためには様々な研修会や講習会への参加、そして自己学習が必要であるが、専門性をより高め、視野を広げるために精神科専門学会への参加が望まれる。学会に参加して様々な発表や教育公演を聴講することでも十分ではあるが、薬剤師業務を見直し、広く多職種に理解してもらうためにも研究発表を行うことは重要である。研究課題は日常業務のなかに山積しており、薬剤師の視点からの研究発表を行うことは、最も専門性を向上させることになり、チーム医療における薬剤師業務の標準化と専門性の獲得にもつながる。